第十管区海上保安本部(水路測量)公示第3号

水路業務法 (昭和 25 年法律第 102 号) 第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年1月15日

第十管区海上保安本部長 赤松 宏樹(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 大島支庁沖永良部事務所
 - (2) 住所 鹿児島県大島郡和泊町手々知名 134-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 付図のとおり
 - (2) 期間 令和7年1月20日から令和7年3月18日まで(うち4日間)
- 3 水路測量の実施方法
 - (1) 測深 マルチビーム音響測深機を使用する
 - (2) 測位 GNSS による
- 4 航行船舶に対する安全処置 作業船は水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令 55 号)第六条に定める標識を掲げる

(付図) 大島郡和泊町内喜名沖 赤塗りで示す海域

